## 個別指定京町家維持修繕補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)に基づき個別に指定した京町家の保全及び継承を効果的に進めるため、個別指定京町家維持修繕補助金(以下「維持修繕補助金」という。)の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「補助金条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、京町家条例 において使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
  - (1) 個別指定京町家 京町家条例第17条第1項の規定により,指定する重要京町家(別に定めるものを除く。)をいう。
  - (2) 維持修繕工事 個別指定京町家の道路その他の公共の場所から見える部分の維持修繕工事,又は建物の健全化に必要な工事で,別に定めるものをいう。
  - (3) 補助事業 第8条第2項の規定に基づく通知(以下「事前協議済通知書」という。)を受けて実施する工事をいう。
  - (4) 下請契約 補助事業の施工を請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該補助事業の全部又は一部について締結される請負契約をいう。
  - (5) 元請負人 下請契約における注文者をいう。
  - (6) 下請負人 下請契約における請負人をいう。

## (補助対象京町家)

- 第3条 補助事業の対象となる京町家(以下「補助対象京町家」といい、離れ、蔵、 門又は塀を含むものとする。)は、建築基準法の施行の際現に存し、又はその際現 に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった木造の建築物又は建築物の部分 のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 補助事業を実施する箇所について公的機関から同種類似の補助金その他の金銭給付(維持修繕補助金を含む。)の交付(維持修繕補助金を交付する同一年度内に交付又は交付予定のものに限る。)を受けていない建築物であること
  - (2) 維持修繕補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)に、現に着手している建築物でないこと

(補助対象者)

- 第4条 維持修繕補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は, 第6条第1項に規定する補助対象工事を行う者とする。
- 2 補助対象者は、補助事業の内容等を、市の広報などにおいて事例として紹介す

ることについて了承しなければならない。

- 3 補助対象者は、個別指定京町家であることを示す標示プレートを一般公衆から 視認できる範囲に設置することについて了承しなければならない。
- 4 前2項に基づく了承について、補助対象者が所有者と異なる場合は、あらかじめ所有者の同意を得なければならない。ただし、補助対象者が補助対象京町家を購入しようとする場合は、この限りでない。
- 5 補助対象者は、次のいずれにも該当するものであってはならない。
  - (1) 京都市税の滞納のある者
  - (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等

(関係権利者の同意)

- 第5条 維持修繕補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)が 補助対象京町家の所有者以外の者である場合は、申請者は、補助事業の実施について、あらかじめ当該補助対象京町家の所有者の同意を得なければならない。
- 2 前項の場合であって、補助対象京町家の所有者が複数の場合は、共有者全員の 同意を得なければならない。
- 3 申請者が当該京町家の所有者の一人である場合は、補助事業の実施について、 あらかじめ他の所有者全員の同意を得なければならない。
- 4 補助対象京町家が賃貸物件である場合は、申請者は、補助事業の実施について、あらかじめ当該補助対象京町家の賃貸人及び賃借人全員の同意を得なければならない。
- 5 前各項の同意が得られない特別の事情がある場合において,市長がやむを得ないと認めるときは,前各項の規定は適用しない。

(補助金の額)

- 第6条 維持修繕補助金の額は、補助対象工事に要する費用(以下「補助対象費用」という。)に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度額とする。ただし、別に定める補助対象工事の区分に応じた補助単価を上限とする。
- 2 前項に定める額は、一敷地内における、維持修繕補助金の限度額とする。
- 3 前項の規定に関わらず、建築物が長屋であって、補助事業の内容、関係権利者の状況及び維持修繕補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認める場合には、住戸ごとに第1項を適用して維持修繕補助金の額を算出することができるものとする。この場合、第1項中「限度額」とあるのは、「1住戸当たりの限度額」と読み替えるものとする。
- 4 補助事業に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。
- 5 前年度(外部建具又は健全化に必要な改修工事にあたっては過去4年以内)に, 公的機関から補助金その他の金銭給付(維持修繕補助金を含む。)を受けた箇所 については,補助の対象外とする。ただし,次の各号に掲げる場合は,この限り でない。
  - (1) 維持修繕補助金に係る工事が年度を連続して行われることにやむを得ない事由があり、かつ連続した年度の補助金の合計額が第1項に規定する限度額を超えない場合

(2) 災害その他の不可抗力により、京町家が破損し、緊急に修理しなければ当該京町家の維持が困難となる場合

(工事施工者の要件)

第7条 補助事業を施工する者(元請負人又は下請負人を含む。)は、本市の区域内 に本店又は主たる事務所を置いている者(個人の事業者を含む。)でなければなら ない。

(事前協議)

- 第8条 申請者は、補助事業に着手しようとする日の14日前までに、次に掲げる 書類を添えた事前協議書を市長に提出し、市長と協議しなければならない。
  - (1) 付近見取図
  - (2) 補助事業に要する費用の見積書
  - (3) 補助事業の計画図面(縮尺100分の1程度)
  - (4) 補助事業の着手前の状況を示す写真(補助対象京町家の全景写真及び補助事業部位ごとの写真)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面(縮尺100分の1程度)
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第1項の規定に基づき提出された事前協議書の内容が、第3条から前 条までの規定に適合していると判断した場合は、文書により、その旨を申請者に 通知する。
- 3 申請者は、事前協議済通知書を受けた日(以下「事前協議済通知日」という。) 以後でなければ補助対象工事に着手してはならない。

(補助事業の履行期間及び履行期間の延長)

- 第9条 申請者は、事前協議済通知日の翌日から起算して6月を経過する日(以下「完了期限」という。)までに補助事業を完了し、維持修繕補助金の交付の申請を行わなければならない。ただし、6月を経過する日が、事前協議済通知書の属する年度の3月15日を越える場合は、3月15日を完了期限とする。
- 2 申請者は、前項の完了期限までに補助事業を完了する見込みがない場合は、速 やかに補助事業変更等協議書によりその旨を市長と協議しなければならない。こ の場合においては、事由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に 限り、前項の規定に関わらず、6月を限度とし、相当の期限を定めて完了期限を 延長することができる。

(補助事業の内容変更,中止等の報告)

- 第10条 申請者は、補助事業の内容又は費用の配分を変更しようとする場合は、 速やかに補助事業変更等協議書によりその旨を市長と協議し、あらかじめその承 認を受けなければならない。
- 2 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、補助事業中止・ 廃止報告書によりその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 第9条2項,第10条1項の規定に基づく補助事業変更等協議書の提出があった場合において,当該協議書の内容を審査し,その内容を認めるときは,文書により,その旨を申請者に通知する。

(交付の申請)

- 第11条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助金交付申請書に次の各号に掲 げる書類を添えて、速やかに維持修繕補助金の交付の申請をしなければならない。
  - (1) 補助事業に要した費用の内訳を示す書類
  - (2) 補助事業に要した費用を支出したことを証する領収書の写し等
  - (3) 補助事業の着手前,実施中及び完了後の状況を示す写真(補助事業部位ごとの写真)及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面(縮尺100分の1程度)

(補助金の交付額の決定)

第12条 市長は、前条の規定に基づく交付の申請があったときは、補助金条例第 19条の規定により交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金条例第19条の規定に基づく通知を受けた申請者は、当該通知を 受けた日から30日以内に補助金請求書により維持修繕補助金の請求を行わなけ ればならない。

(事前協議済の取消し及び補助金の返還)

- 第14条 市長は、補助金条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当する場合は、事前協議の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。
  - (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明した場合
  - (2) 申請者が第9条第1項に規定する履行期間内(第9条第2項の規定により期限を延長した場合は、その期限内)に補助事業を完了しなかった場合、又は完了する見込みがない場合
  - (3) 申請者が, 第10条第1項の規定に基づく協議又は同条第2項の規定に基づく報告を怠った場合
  - (4) 補助対象京町家について建築基準法の違反の事実が明らかとなった場合
  - (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、維持修繕補助金を交付することが 適当でなくなったと市長が認めた場合
- 2 申請者から第10条第2項の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の報告があったときは、事前協議は成立しなかったものとみなす。
- 3 申請者が、補助事業完了後、10年以内に、補助対象京町家を除却し、あるいは補助事業を行った部分について著しい改修を行った場合は、維持修繕補助金を市長に返還しなければならない。

附則

この要綱は、平成30年9月28日から実施する。